



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 包括外部監査契約の締結（行政管理課） 1
- 歳入の徴収の事務の委託（子育て支援課） 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 2
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 2
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3
- 歳入の徴収の事務の委託（警察本部交通規制課） 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 3
- 団体営土地改良事業の工事完了の届出（村づくり計画課） 4
- 県営土地改良事業の工事の完了（村づくり計画課） 4
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 4
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 6
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 6
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部運転免許課） 7

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 7

告 示

沖縄県告示第288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成29年 5 月 16 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成29年 4 月 3 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 当真良明
 - (2) 住所 那覇市字国場179番地7 1階
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、基本費用の額の範囲内で概算払をするものとする。

沖縄県告示第289号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 保育士等登録申請手数料、保育士登録証等書換え交付手数料及び保育士登録証等再交付手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

沖縄県告示第290号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成29年5月16日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 莉 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成29年5月23日から同年6月25日まで
- 4 観覧料の額
平成29年度博物館企画展「新収蔵品展—平成28年度収蔵資料—／博物館70年のあゆみ」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	前売、団体の場合
博物館施設	一般	600円	480円
	大学生及び高校生	400円	320円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第57号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・那17号石嶺線
- 3 事業施行期間 平成8年1月19日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成8年沖縄県告示第57号、平成15年沖縄県告示第284号、平成24年沖縄県告示第176号、平成27年沖縄県告示第140号及び平成27年沖縄県告示第527号の事業地のうち、那覇市首里石嶺町2丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

沖縄県告示第292号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施した地域 嘉手納町
- 2 基本測量を実施した期間 平成28年8月30日から平成29年3月24日まで
- 3 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）

沖縄県告示第293号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 パーキング・メーター作動手数料及びパーキング・チケット発給手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社琉球人材派遣センター
 - (2) 所在地 沖縄市室川二丁目8番13号平良アパート103号室
- 3 委託期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年6月1日まで縦覧に供する。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サポートセンターケントミ
- 3 代表者の氏名 我如古盛健
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市石川伊波361番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、福祉施設や学校や地域のイベント等で、障がい者や健常者が共に演奏活動を実施し、音楽で社会参加することを目的とする。そして、楽器や歌の指導をすることにより音楽の楽しみを共有する。又、障がいのある本人やその家族が、共生・協働生活の実現をめざし、安心して楽しく暮らせる地域づくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ハッピータウン 浦添市字港川254番地

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イチエイ地所株式会社 那覇市久茂地1丁目7番1号 代表取締役 衛藤一朝
- 3 法第8条第1項の規定による浦添市の意見の概要
 - (1) 今後、改築作業を行うにあたり、騒音規制法及び振動規制法で定める特定建設作業を実施する場合は、その特定建設作業の開始の日の7日前までに届出を提出すること。
 - (2) 今後、改築作業を行うにあたり、騒音規制法及び振動規制法で定める特定施設を設置する場合は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに届出を提出すること。
 - (3) その他、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を参考に、周辺地域の生活環境の保持へ配慮すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成29年5月16日から同年6月16日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり団体営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

土地改良事業の名称	事業主体	完了年月日
両運天地区農山漁村活性化対策整備に関する事業	今帰仁村土地改良区	平成29年3月27日

県営土地改良事業の施行に伴う工事が次のとおり完了した。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

土地改良事業の名称	完了年月日
東江上地区水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）	平成28年6月17日
我喜屋地区農地整備事業（経営体育成型）	平成28年6月9日
小浜地区農地整備事業（担い手支援型）	平成29年3月22日
うるま地区水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）	平成29年3月23日
門原地区農地防災事業（ため池等整備事業）	平成25年3月27日
前原地区農地防災事業（ため池等整備事業）	平成25年8月15日
瀬嵩地区農地防災事業（ため池等整備事業）	平成25年3月21日
米節西地区農地防災事業（ため池等整備事業）	平成25年5月13日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年7月28日
- (2) 商号名 株式会社伊葉開発
- (3) 代表者名 伊礼康弘

- (4) 所在地 伊平屋村字島尻1982番地24
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26) 第5604号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月22日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成28年8月2日
 - (2) 商号名 福田工業
 - (3) 代表者名 福田博祐
 - (4) 所在地 うるま市字川崎551番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第11873号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成28年8月3日
 - (2) 商号名 請盛電工
 - (3) 代表者名 請盛宏和
 - (4) 所在地 石垣市字新川196番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第7595号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年8月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年8月4日
 - (2) 商号名 中の町タタミ店
 - (3) 代表者名 平良正吉
 - (4) 所在地 沖縄市諸見里一丁目8番19号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第5914号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年8月4日
 - (2) 商号名 マルヨン電気
 - (3) 代表者名 平良勉
 - (4) 所在地 浦添市伊祖三丁目4番19号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第12161号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年8月8日
 - (2) 商号名 株式会社瀬底産業
 - (3) 代表者名 仲榮眞光史
 - (4) 所在地 本部町字瀬底407番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27) 第8076号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月29日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年8月8日
 - (2) 商号名 有限会社尚伸電工
 - (3) 代表者名 前川祐伸
 - (4) 所在地 嘉手納町字水釜389番地7
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第2965号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月27日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年8月8日
- (2) 商号名 沖縄新エネ開発株式会社
- (3) 代表者名 桑江登
- (4) 所在地 北谷町字桑江473番地25
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第9321号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月27日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年8月8日
- (2) 商号名 有限会社仲正組
- (3) 代表者名 神宮寺広美
- (4) 所在地 金武町字金武6029番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第4331号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月28日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年8月8日
- (2) 商号名 有限会社オヤテック
- (3) 代表者名 親泊美智明
- (4) 所在地 宜野湾市我如古一丁目43番26号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第11094号、沖縄県知事 許可(般-25)第11094号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月29日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・那17号石嶺線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年1月7日 沖縄県指令土第8号、平成27年9月28日 沖縄県指令土第801号（変更）、平成28年2月18日 沖縄県指令土第88号（変更）、平成28年12月28日 沖縄県指令土第953号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字高江洲118番1ほか33筆（1-2工区及び2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市みどり町一丁目1番地1号 うるま市長 島袋俊夫
- 5 検査済証番号 平成29年5月1日 第4368号

6 工事完了年月日 平成29年 3月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 9月12日 沖縄県指令土第715号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北浜新田原271番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市真嘉比 2丁目19番16号サニーコート 3-C 伊集盛竜
- 5 検査済証番号 平成29年 5月 1日 第4369号
- 6 工事完了年月日 平成29年 4月 7日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年 5月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る物品等の名称、購入予定数量及び契約単価

物品等の名称	購入予定数量	契約単価
I C免許証用カード基体	240箱	396,000円
新運転経歴用カード基体	12箱	150,600円
I C免許証用インクリボン	108箱	140,000円

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成29年 4月 3日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社D N Pアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目 3番17号
- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第74号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成29年 5月16日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
施設警備業務	1 級	10人	平成29年 8月23日（水曜日） 午前10時から午後 6時まで	那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 沖縄県警察本部 8階講堂
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成29年5月22日（月曜日）から同月26日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。

郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数

料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、検定手続を終えること。
- (2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号